

オフィスの

窓から



久場川淳

「個人の感想であり商品の効能を確約するものではありません」。テレビショッピングでおなじみのテロップです。厚生労働省の審査を得ないで効果、効能をつたったり、病気が治るとか、防止できるなどと宣伝すると、薬事法や景品表示法などに反します。

クエン酸など栄養成分が豊富なもろみ酢の表示は「清涼飲料水」。業界の自主ルールであるもろみ酢公正競争規約では「容器や包装に最も大きく表示された商品名と同一視野に明瞭に『清涼飲料水』と記載すること」と定めています。つまり、箱やラベルに琉球もろみ酢」と商品名が表示されていたら「清涼飲料水」の文字が同時に、目に入らなくしてはならないのです。

もろみ酢組合では愛飲者の皆さまから、さまざまな効能や好意的な思いを言いつかっています。しかし、もろみ酢は「疲労回復に効果がある」とか「血行を良くする」「お

トクホに高いハードル

通じが良くなる」などの表示や宣伝ができず、あくまでも「清涼飲料水」なのです。

健康食品の表示制度に「保健機能食品」があります。その中で消費者庁長官の許可を受けたものが特定保健用食品(いわゆるトクホ)。現在1091件が許可されています。もろみ酢がこれを取得できたら、その効能を堂々とアピールでき、自信をもって売り込むことができます。

しかし、トクホの表示許可手続きは非常にハードルの高いものです。申請から五つの段階の審査を受けなくてはならず、有効性や安全性の臨床(人体)試験が必須であり、時間と多大な費用がかかります。現在のもろみ酢業界だけでは申請は無理です。沖縄経

済をけん引しうる健康食品の育成のために県民のご理解と支援を願うものであります。

私事ですが、10年以上痛風と付き合っています。一定期間の間隔を置いて襲ってくる発作はつらいものです。2年前の夏はつえを使うほどでした。現在のもろみ酢関連の職に就いたのは1年半前。仕事上、もろみ酢を大量に飲んでいました。役得です。おかげで体の調子は良くなり、痛風の発作が来なくなりました。

ただ、尿酸値はまだ安心してきる数字とは言えませんが、昨秋と最近の検査結果を比較したら下がっています。あくまでも個人の感想です。バランスのとれた食生活と適度な運動は必要です。(琉球もろみ酢事業協同組合専務理事)

今回は照屋正氏(りゅうぎん総合研究所常務取締役)です。